

環廃対発第 110826002 号  
平成 23 年 8 月 26 日

各都道府県災害廃棄物処理担当部局 御中

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部  
廃棄物対策課長

東日本大震災に係る災害等廃棄物処理事業及び廃棄物処理施設  
災害復旧事業に係る報告書等の提出について

標記については、「東日本大震災に係る災害等廃棄物処理事業の取扱いについて」（平成 23 年 5 月 27 日環廃対発第 110502005 号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課長改正通知）、及び「東日本大震災に係る災害等廃棄物処理事業の実地調査について」（平成 23 年 5 月 31 日環廃対発第 110502005 号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課長通知）並びに「災害等廃棄物処理事業費補助金及び廃棄物処理施設災害復旧費補助金の取扱いについて」（平成 19 年 4 月 2 日環廃対発第 070402003 号）等により通知しているところですが、今般の震災では多くの市町村が被災されており、12 月より実施予定の実地調査等にも多くの時間を要することが想定されます。

については、実地調査を円滑に実施するため、必要となる下記の書類を、11 月 11 日（金）までにご提出頂けるよう貴管内市町村等へ周知願います。

記

1 必要書類

- (1) 東日本大震災に係る災害等廃棄物処理事業については、
  - ・概算交付後の精算に係る「災害等廃棄物処理事業の報告について」
  - 又は精算交付に係る「災害等廃棄物処理事業の報告について」
  - ・別紙「地方公共団体の所有に属する建物の解体に関する調書」（※）
  - （※）災害廃棄物処理事業において対象事案がある場合のみ提出
- (2) 東日本大震災に係る廃棄物処理施設災害復旧事業については、
  - ・「廃棄物処理施設被害状況の報告について」

2 提出先

環境省廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課、環境省地方環境事務所、財務省財務局へ各県を通じて 1 部ずつ提出すること。

別紙

地方公共団体の所有に属する建物の解体に関する調書

1. 事業主体名	2. 建物の名称	3. 建物の所在地
4. 解体しなければならない理由		
5. 他の復旧事業の対象とならない理由		
6. 解体する建物の被災状況		

7. 添付資料

- (1) 配置図
- (2) 設計図（一般平面図、工種別平面図、構造図）
- (3) 写真（解体する建物分を全て添付）
- (4) その他参考となる資料

地方公共団体の所有に属する建物の解体に関する調書

1. 事業主体名	2. 建物の名称	3. 建物の所在地
〇〇町	〇〇町小学校	〇〇県〇〇郡〇〇町1丁目3番地
4. 解体しなければならない理由		
<p>今回東日本大震災で被災したことにより当該建物が使用不可能となるとともに、建物が傾き危険な状態であるため、近隣住民の安全性の確保のために解体撤去が必要である。</p> <p>【注】解体しなければならない理由について、その内容を具体的に記載。特に、当該市町村において生活環境の保全上特に必要であると認めた理由を記載。</p>		
5. 他の復旧事業の対象とならない理由		
<p>今回解体を行う建物は、現地建て替えを行う場合のみA省の復旧事業が対象となるが、今般、当該建物については移設を予定していることから、既存の復旧事業の対象とならない。</p> <p>【注】復旧を行う場合に対象となりうる復旧事業について、対象とならない理由を具体的に記載すること。 特に、移設を伴わない場合は対象とならない理由についてより詳細に記載。</p>		
6. 解体する建物の被災状況		
<p>壁に亀裂が生じている、建物の柱が傾いている等。なお、詳細については添付の写真を参照のこと。</p> <p>【注】解体を行う全ての建物について、被災状況が分かる写真及び建物概況が分かる写真を必ず添付すること。特に、解体しなければならない理由とされている箇所が分かるものを添付すること。</p>		

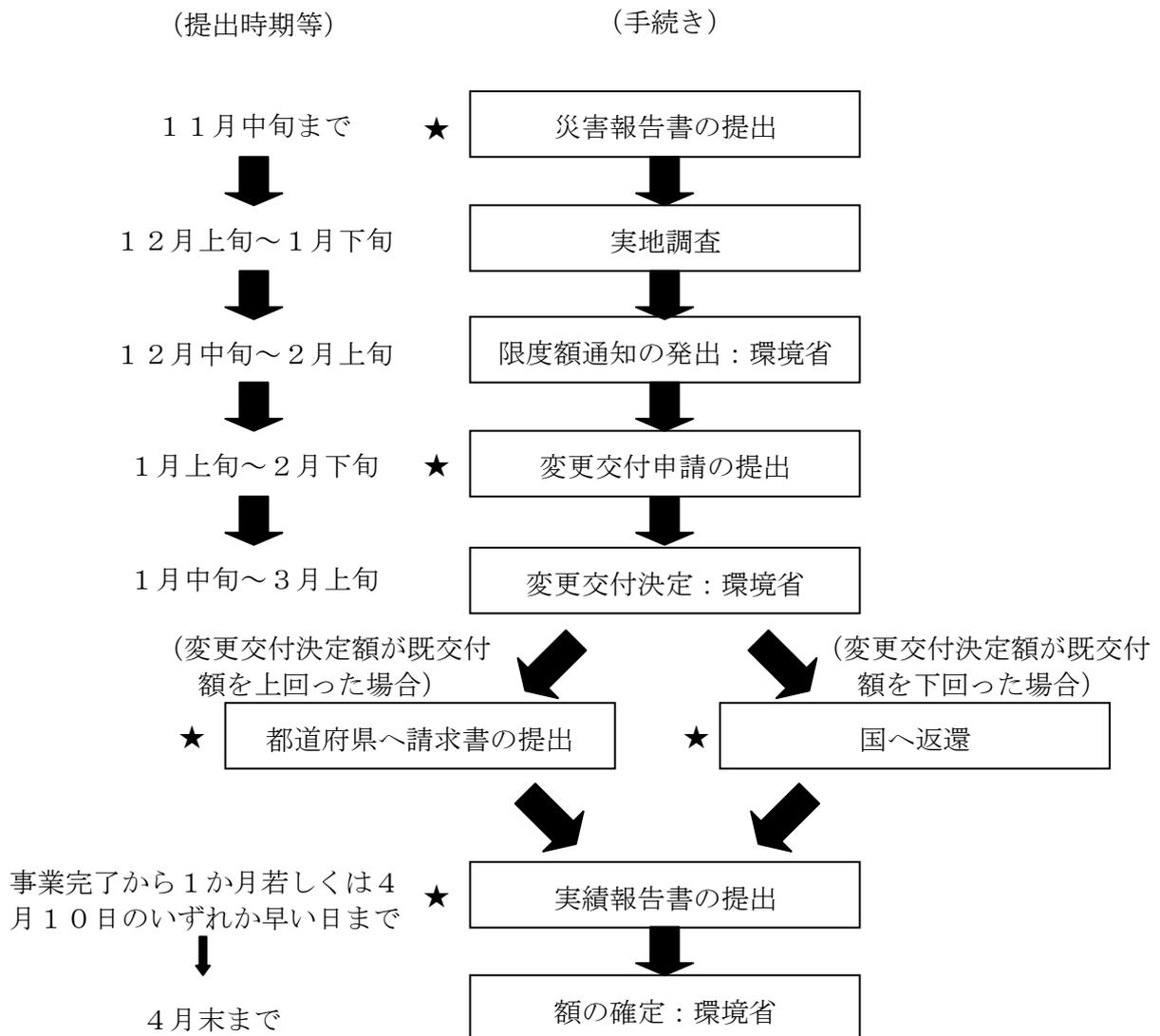
7. 添付資料

- (1) 配置図
- (2) 設計図（一般平面図、工種別平面図、構造図）
- (3) 写真（解体する建物に係るものを全て添付）
- (4) その他参考となる資料

## 災害廃棄物処理事業費補助金の概算交付後の精算手続きについて

### 精算までの流れ

補助金の精算までに必要な手続については以下のとおり。



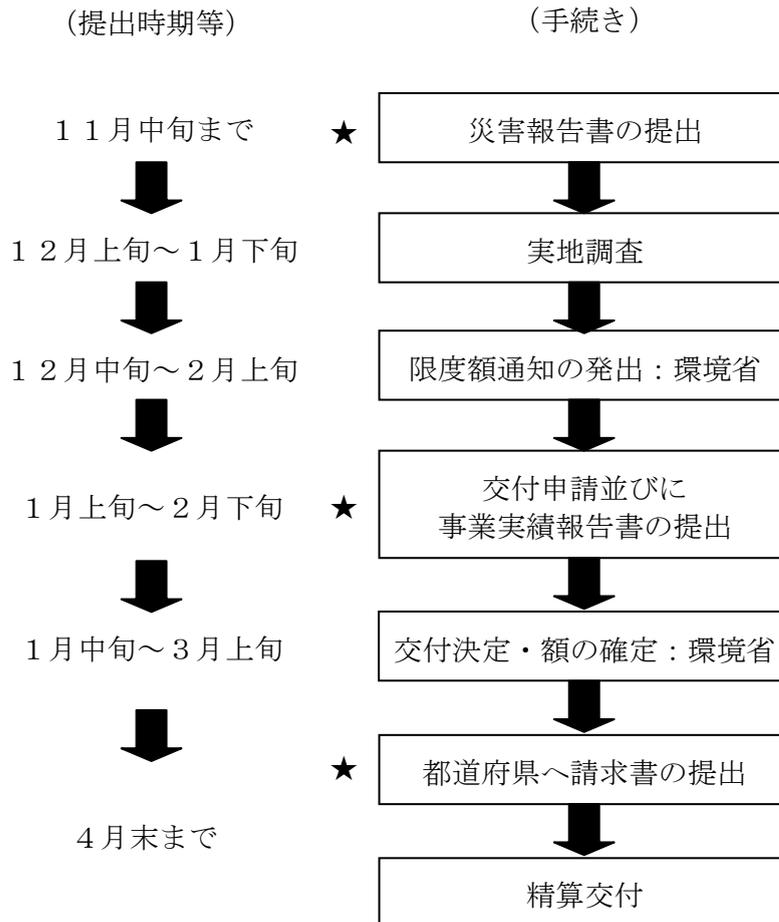
これらの手続のうち、自治体が行う必要があるものは、下記のとおりである（★印があるもの）。

- ・ 災害報告書の提出
- ・ 変更交付申請書の提出
- ・ 請求書の提出（変更交付決定額が概算交付額を上回った場合）  
又は返還手続（変更交付決定額が概算交付額を下回った場合）
- ・ 実績報告書の提出

## 災害廃棄物処理事業費補助金の精算交付手続きについて

### 精算交付までの流れ

補助金の精算交付までに必要な手続については以下のとおり。



これらの手続のうち、自治体が行う必要があるものは、下記のとおりである（★印があるもの）。

- ・ 災害報告書の提出
- ・ 交付申請並びに事業実績報告書の提出
- ・ 請求書の提出